国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

［2～6　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

［2～6　同左］

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1～第3　［略］	第1～3　［略］
第4　経営力向上	第4　経営力向上
1　経営力向上の内容に関する事項	1　経営力向上の内容に関する事項
一　経営力向上	一　経営力向上
「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は中小企業等経営強化法第二条第十項に規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合にあっては、第二号から第五号までに掲げる事項とする。	「経営力向上」とは、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、第二号から第五号までに掲げる事項とする。
二～五　［略］	二～五　［略］
六　経営資源の組合せ	［新設］
商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することをいう。	
2　経営力向上の実施方法に関する事項	2　経営力向上の実施方法に関する事項
一　［略］	一　［略］
二　要件	二　経営指標
イ　現に有する経営資源を利用する場合	労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。
労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。	労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。
労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。	ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。
ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。	地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれ
地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体として	